

# 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）等に対する意見公募の結果について

令和 8 年 2 月 18 日  
原子力規制委員会

## 1. 概要

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）等について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和7年 12 月 11 日から令和8年1月9日まで(30 日間)

対 象：

- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）
- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の改正案

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

## 2. 意見公募の結果

○提出意見数:意見公募対象に関するもの 11 件<sup>1</sup>

意見公募対象ではないものに対する科学的・技術的な御意見 3件

○提出意見に対する考え方:別紙のとおり

<sup>1</sup> 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは（3件であった。）

**東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を  
改正する規則（案）等に対する御意見への考え方**

**令和 8 年 2 月 1 8 日**

整理 番号	御意見の概要	考え方
1	<p>(性能試験・検査項目について)</p> <p>➤ 溶接などに関する 申請・検査の項目を整理したものの様だが、改定前に有ったはずの性能試験・検査の細則が削られているのはどういう事か?改定前の試験・検査項目が外されない様、訂正を求める。</p>	<p>➤ 今回の規則改正では溶接検査を使用前検査に統合する改正を行っています。改正後の使用前検査の検査事項では「構造、機能及び性能」があり、これまでの溶接検査で行っていた性能に関する内容は、改正後の使用前検査の検査事項に含まれており、検査で実施する内容に変更はありません。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
2	<p>(点検頻度について)</p> <p>➤ 点検について年度に一回以上とあるが、施設の老朽化が大きな問題となっているため、できるだけ点検は頻繁に実施する必要がある。</p>	<p>➤ 今回の規則改正は、原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）に対して行う検査の改善に関するものです。この改正の趣旨としては、これまでの検査実績及び現在の1Fの状況等を踏まえ、事業者のより重要な活動に対し、検査を重点化できるようにするものとなっています。</p> <p>また、今回の規則改正では、これまで「毎年度一回以上」としていた実施計画検査を「年間を通じて」行うとしておりますが、従前より実施計画検査のうち、保安検査や核物質防護検査については年間を通じて実施しているため、これは表現の適正化のための改正です。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	御意見の概要	考え方
3	<p>(運転上の制限の文言について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「施設運用上の基準」を「運転上の制限」へと整理し、さらに逸脱時の措置・記録・報告に関する条項が再構成されてるが、「運転上の制限」という文言の導入について、福島第一原発の廃止措置という特殊な状況における「運転」の範囲が明確でないため、対象となる設備や行為を具体的に示す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今回の規則改正は、1Fの施設状況を踏まえ、これまで東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号。以下「1F規則」という。）第14条等で用いられていた「運転上の制限」を「施設運用上の基準」へと名称を改めるものです。よって、原案のとおりとします。</li> </ul>
4	<p>(改正背景や理由及び資料の体裁について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本改正に対する、背景や理由の説明がほとんど書かれていないが、福島第一原発は廃炉作業が長期にわたる特殊な施設であり、一般の原発とは状況が大きく異なる。国民が理解できる形で説明すべき。</li> <li>➤ また、以下の点で体裁においても理解しにくい構成になっており、国民にとって分かりやすい資料にする必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条文対照表が崩れており、一般人が理解できない</li> <li>・ PDFが極めて読みにくい</li> <li>・ 表の構造が崩れており、どこが改正点か分かりにくい など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今回の規則改正等に係る背景や理由の詳細は令和6年11月13日原子力規制委員会資料3、令和7年2月19日原子力規制委員会資料1、令和7年10月29日原子力規制委員会資料3に示されています。</li> </ul> <p>端的には、今回の規則改正は、原子力規制委員会が1Fにおいて行う検査の改善に関するものです。この改正の趣旨は、これまでの検査実績及び現在の1Fの状況等を踏まえ、事業者のより重要な活動に対し、検査を重点化できるようにするものです。</p> <p>また、1F規則第14条第5号口に掲げる「運転上の制限」(LC0)については、1Fは運転中の原子炉ではないこともあり、運転上の制限の名称を他の原子炉施設における廃止措置施設の保安規定の中で用いられている「施設運用上の基準」と名称変更するものです。</p> <p>なお、今回の告示改正は、特定原子力施設として指定されてから一定程度経過したことを踏まえ、1Fにおける運転管理責任者の要件を適正なものにするべく「発電用原子炉の運転に関する業務」から、「発電用原子炉施設の運転に関する業務」に変更する</p>

整理 番号	御意見の概要	考え方
		<p>ものとなっています。</p> <p>➤ 資料の体裁面につきましては、適正な様式になっているため、原案のとおりとします。</p>
5	<p>(制限と基準の表現の違いについて)</p> <p>➤ 「運転上の制限」については、施設環境の類似性を踏まえ、廃止措置計画が認可された実用炉の保安規定で用いられている「施設運用上の基準」と名称を改めるとの事だが、「制限」と「基準」では受ける印象として「制限」の方がより強制力がある。</p>	<p>➤ 「施設運用上の基準」については、廃止措置段階の発電用原子炉施設の保安規定で用いられている用語であり、実態としては稼働中の原子炉で言う「運転上の制限」と同様に、発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項を定めており、要求内容には差がありません。1Fでは現在廃炉に向けた作業が行われており、原子炉の運転を行っていないため、1Fにおいても廃止措置段階の発電用原子炉施設と同様にこの用語を用いることとしました。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
6	<p>(運転記録について)</p> <p>➤ 廃止措置対象施設に関する運転記録の削除・移動が行われているが、長期的な安全評価やトラブル解析において過去の運転記録は重要なデータであり、削除の基準や保存期間の根拠が示されていない点は問題である。国際的にも廃炉作業における記録保存は長期化する傾向があり、合理的な保存方針を示すべき。</p>	<p>➤ 1F規則第3条の記録に関する規定に改正がありますが、これは他の条の改正内容を受けた用語の改正であり、記録を求めている事項に変更はありません。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
7	<p>(運転上の制限逸脱時の軽微な事象の取扱いについて)</p> <p>➤ 運転上の制限逸脱時の「軽微」な事象の扱いについ</p>	<p>➤ 1F規則第18条第5号にある軽微な場合など、本条に基づく報</p>

整理 番号	御意見の概要	考え方
	<p>て、判断基準が条文上に示されていない。運転員の裁量に依存する形では、報告漏れや記録の不統一が生じる可能性があることから、軽微事象の定義、判断基準、記録方法を明確化することを求める。</p>	<p>告に関する解釈は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈」（原規総発第2404246号）で定めており、この中で軽微な事象などについて明確化しています。よって、原案のとおりとします。</p>
8	<p>(人手不足について)</p> <p>➤ 人手不足だからということで、検査を削減するのか。</p>	<p>➤ 今回の規則改正は、原子力規制委員会が1Fにおいて行う検査の改善に関するものです。この改正の趣旨としては、これまでの検査実績及び現在の1Fの状況等を踏まえ、事業者のより重要な活動に対し、検査を重点化できるようにするものであり、検査の削減を目的とするものではありません。よって、原案のとおりとします。</p>

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（特定原子力施設）に係る実施計画の審査実務要領  
～審査事例集～(案)に対する御意見への考え方

整理 番号	御意見の概要	考え方
		<p>「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（特定原子力施設）に係る実施計画の審査実務要領～審査事例集～(案)」は、過去の実施計画の審査において整理した事務手続や審査内容などの審査に係る実績や知見を「審査事例集」として集約等するものであり、規制要求を示すものではなく、また、規制基準への適合性を確認する方法の例を示した手引でもありません。よって、今後も、実施計画の申請案件毎に、その時点における東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）の施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、公開の会合などにおいて1つ1つ規制基準への適合性を判断していくことには変わりはありません。</p> <p>その前提の下、各御意見に対する考え方は以下のとおりです。</p>
1	<p>（施設運用上の基準）</p> <p>➤ 施設運用上の基準における「3日」「7日」という基準設定は、事故炉である福島第一原発の特性を踏まえると十分な科学的根拠が示されていない。特に監視機能の7日喪失は、格納容器温度や建屋滞留水水位など、短期間の変動が重大リスクに直結するパラメータを含んでおり、より厳格な基準設定が必要。</p>	<p>➤ 御意見の日数については、5・6号機の使用済燃料プール内の使用済燃料を冷却するための電源設備等に係る運転上の制限の見直しなどの審査実績を踏まえ記載したものです。当該審査においては、5・6号機の使用済燃料プールの状況や冷却が停止した場合の影響、冷却機能を復旧する手段等も確認しています。</p> <p>➤ 今後も、申請案件毎に、その時点における1Fの施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、厳正に審査していきます。</p>

整理 番号	御意見の概要	考え方
2	<p>(敷地境界線量の評価)</p> <p>➤ 「一時的な線源は敷地境界線量評価の対象外」とされているが、1F では仮設設備や作業用設備が長期間残置されることが多く、“一時的”の定義が曖昧。線源の過小評価につながる可能性があるため、対象外とする条件や判断基準を明確化すべき。</p>	<p>➤ 御意見の箇所は、ゼオライト土嚢等処理設備の設置などの審査実績を踏まえ記載したものです。当該審査においては、ゼオライト土嚢等の回収作業においてゼオライト等の保管容器1基が一時的に作業エリアに設置されますが、作業終了後は速やかに敷地境界線量評価の対象となる保管施設へ搬出されることを確認しています。また、作業エリアに設置されている一時的な期間においても、遮へい等により周辺への放射線影響は十分小さいことを確認しています。</p> <p>➤ 今後も、申請案件毎に、その時点における1Fの施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、厳正に審査していきます。</p>
3	<p>(非常用電源設備)</p> <p>➤ 非常用電源の「7日間維持」の要件について、1Fの特殊環境(アクセス制限、作業員被ばく管理、可搬電源の接続性など)を踏まえた妥当性の説明が不足している。安全裕度の観点から、設定根拠の明確化を求める。</p>	<p>➤ 御意見の箇所は、放射性物質分析・研究施設第2棟の設置などの審査実績を踏まえ記載したものです。当該審査においては、第2棟が新しく設置される施設であり、アクセス性も良く、適切に被ばく管理が行われることなども確認しています。なお、「7日間」については、新規制基準同様、1F事故の例では、免震重要棟のガスタービン発電機の燃料供給に3日程度を要したことを踏まえ、より保守的に7日間としたものです。</p> <p>➤ 今後も、申請案件毎に、その時点における1Fの施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、厳正に審査していきます。</p>

整理 番号	御意見の概要	考え方
4	<p>(耐震クラス分類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 耐震クラス分類における「インベントリに基づく評価」は事業者の判断に依存する部分が多く、外部検証性が低い。</li> <li>➤ 耐震クラス分類について「系統全体で判断する」とされているが、分割工事の進め方によっては耐震クラスが恣意的に低く設定される余地がある。審査側がどのように一貫性を担保するのか、具体的な判断プロセスを明示する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「東京電力福島第一原子力発電所における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方」(以下「1F耐震要求フロー」という。)は、令和3年2月13日及び令和4年3月16日の福島県沖地震を踏まえ、令和4年11月16日の原子力規制委員会です承されたものであり、過去に整理した審査知見として、本審査実務要領に記載したものです。</li> <li>➤ 御意見の1F耐震要求フローにおける「インベントリに基づく評価」は、地震によって申請された施設・設備の遮へい機能等の安全機能が喪失した際の公衆への被ばく影響を評価するものであり、当該施設・設備が内包するインベントリや敷地境界との離隔距離などに基づき評価することから、事業者が恣意的に評価することはできません。また、それら評価の具体的内容は、審査資料として公開されるため外部からの検証も十分可能です。</li> <li>➤ また、御意見の「分割工事の進め方によっては耐震クラスが恣意的に低く設定される余地がある」という点については、御指摘のとおりであるため、本審査実務要領では「改造等に係る部分を含めた系統全体としての運転状態や安全機能などを考慮した上で具体的な耐震クラス分類と適用する地震動を決める必要がある」と記載しています。なお、審査側の1F耐震要求フローに基づく判断プロセスについては、審査書や審査において確認した審査資料として公開されます。</li> <li>➤ 今後も、申請案件毎に、その時点における1Fの施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、厳正に審査していきます。</li> </ul>